

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年7月3日京都市条例第 4 号）（教育委員会事務局体育健康教育室）

教育委員会の附属機関として、京都市学校給食センター整備運営事業に関する共同調理場等の設計、建設、維持管理及び運営に係る受託者の選定等に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、審議するため、京都市学校給食センター整備運営事業検討委員会を設置することとしました。

この条例は、令和6年8月1日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 4 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2京都市就学支援委員会の項を次のように改める。

京都市就学支援委員会	障害があると思われる児童及び生徒並びに障害のある児童及び生徒の適切な就学又は入学に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	1年
京都市学校給食センター整備運営事業検討委員会	京都市学校給食センター整備運営事業に関する共同調理場等の設計、建設、維持管理及び運営に係る受託者の選定等に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、審議すること。	5人以内	1年

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(教育委員会事務局体育健康教育室)